

文化審議会における検討状況

新・文化芸術基本法を踏まえ、平成29年6月文部科学大臣より、文化芸術推進基本計画の在り方について、文化審議会へ諮問。これまで文化審議会総会、文化政策部会、基本計画WGにおいて計11回審議。また、分野別分科会・WGを計14回開催。

今後の文化芸術政策の 目指すべき姿 (中長期的視点)

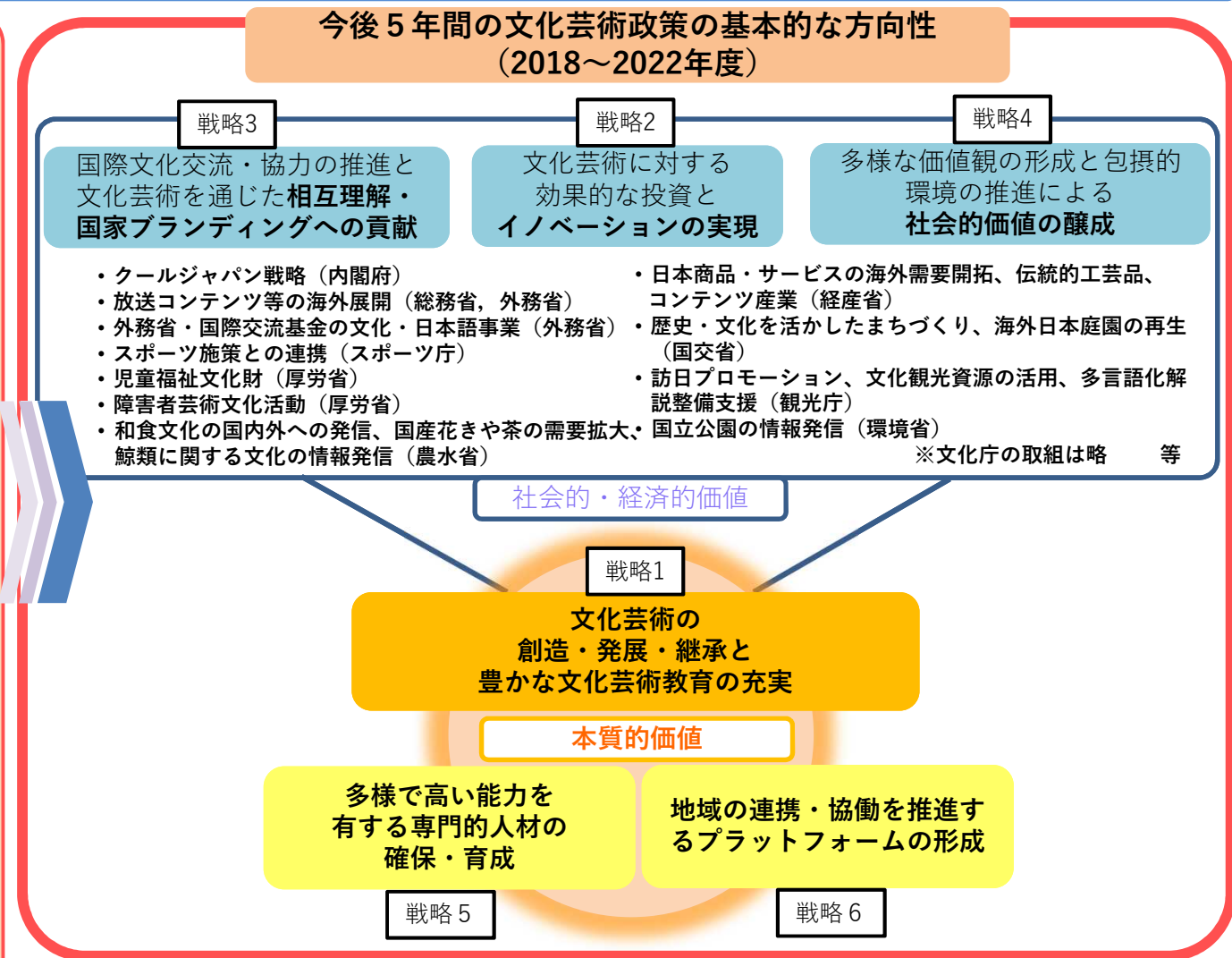
文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提として、以下のように定める。

目標1 創造的で活力ある社会
文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

目標2 心豊かで多様性のある社会
あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

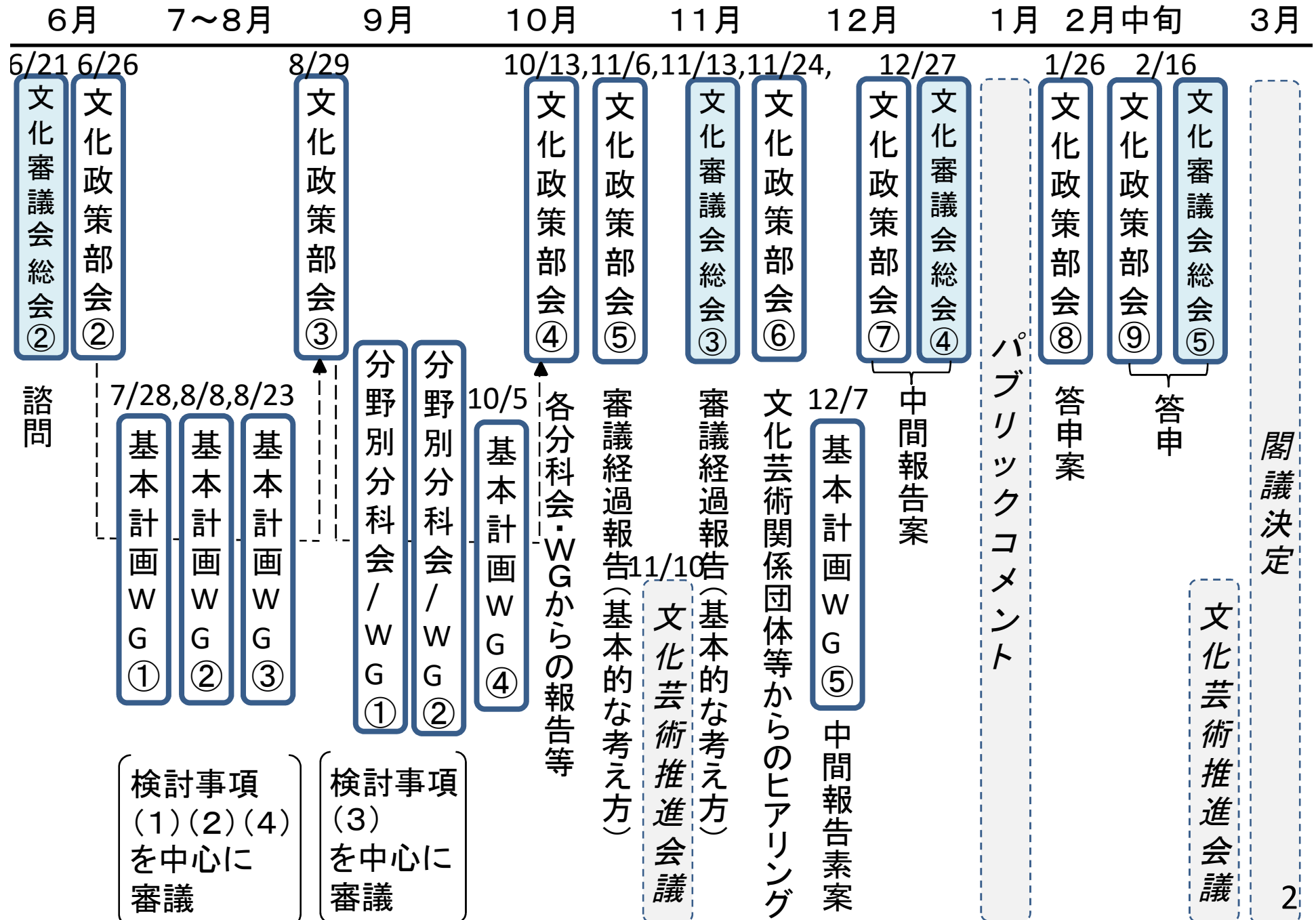
目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育
文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム
地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

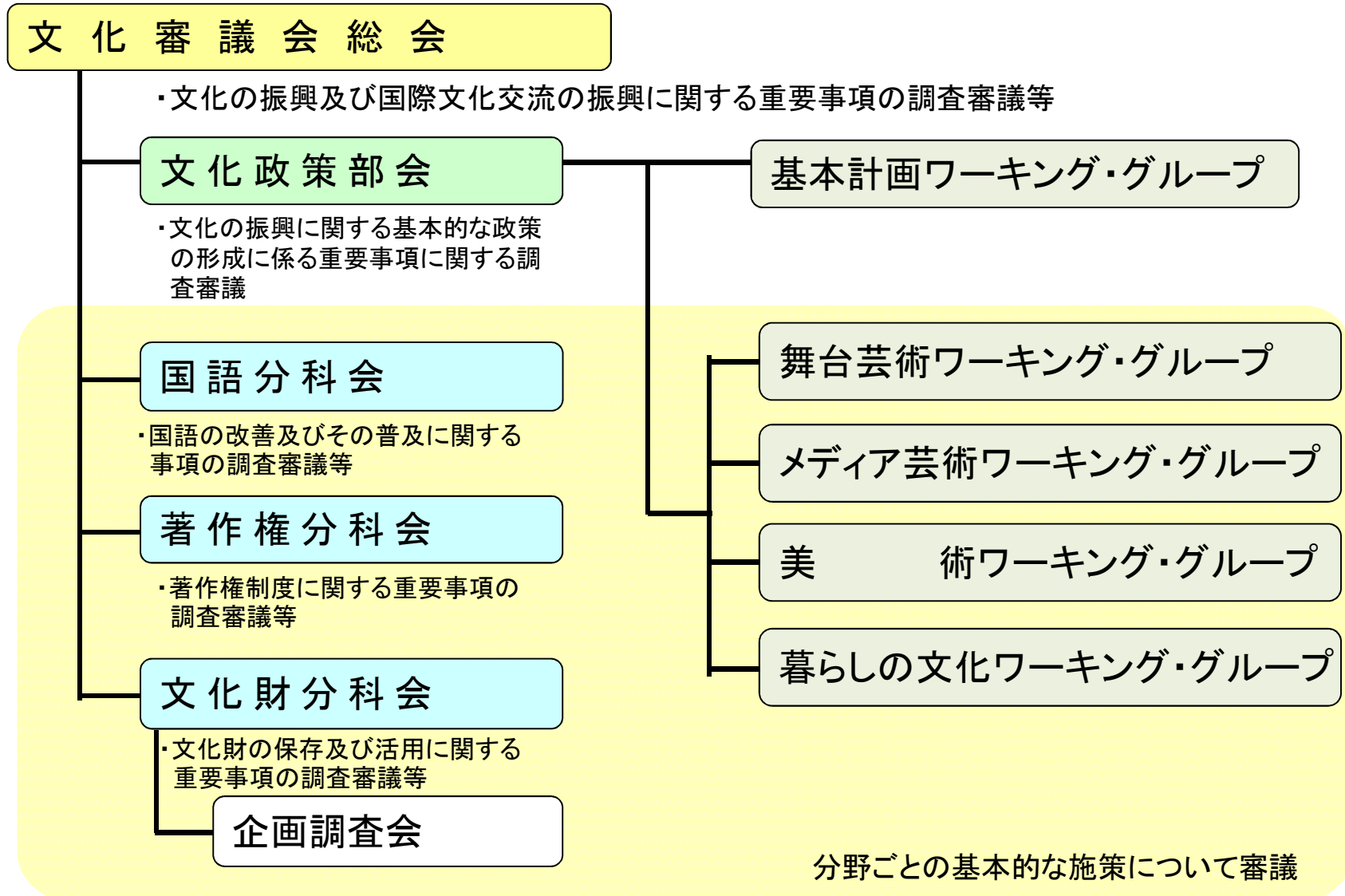


今後の予定 今後は、年内に文化審議会において中間報告をとりまとめた後、パブリックコメントを実施し、年度内に答申をとりまとめる予定。

検討のスケジュール（案）



文化芸術推進基本計画に係る文化審議会における検討体制



文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立

